

平成 17 年 9 月 26 日
企 画 部 企 画 課

平成 16 年度公文書公開制度および個人情報保護制度の運用状況
～ 練馬区ホームページより抜粋～

公文書公開制度

公文書公開制度は、区が保有する公文書を閲覧したり、その写しを請求したりする権利を保障するものです。

公開請求件数と請求内容（表 1 ～ 3）

公開請求件数は前年度に比べ 1 千 696 件の減と、大幅に減少しました。これは前年度に、住民票大量閲覧請求書の公開請求があったことが主な要因です。16 年度は都市整備・建築・土木（総数の約 31.8%）と区政一般（総数の約 29.5%）で全体の約 6 割を占めています。

表 1 公開請求内容別件数

公文書の内容	件数
区政一般	209
入札・契約など	13
教育	13
都市整備・建築・土木	225
福祉	113
議会	79
保健・衛生・医療	54
環境・清掃	2
合 計	708

表2 公開請求目的別件数

請求目的	件数
区政の監視・改善、区民参加	470
私的利害の調整	57
営業活動	129
学問的な調査研究	5
請求目的の記載なし	47
合計	708

表3 公開請求者の内訳

請求者の内容	請求者数	請求件数
区内在住者	97	513
区内の法人・団体など	8	16
区外在住者	21	35
区外の法人・団体など	24	144
合計	150	708

公開状況など（表4・5）

16年度の公開率（ ）は98%でした。また、公文書公開請求に関する不服申し立ては4件ありました。

公開率・・・請求件数全体から「不存在」と「取り下げ」を除いた件数に占める「全部公開」と「部分公開」の割合。

表4 公開請求処理状況

処理状況	件数
全部公開	238(0)
部分公開	398(0)
非公開	13
不存在	55
存否応答拒否	0
取り下げ	4
合計	708

（ ）内は公益上の理由により、裁量的に公開した件数。

表5 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由（部分公開含む）	件数
個人に関する情報で、特定の個人が識別されうるものまたは個人の権利利益を害するおそれがあるもの	226
法人などに関する情報で、法人の正当な利益を害すると認められるもの	350
公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報	5
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがあるもの	61
事務事業に関する情報で、その事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	66
法令の規定によって公開できないもの	2

同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがあります。

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、区が保有する個人情報について、収集や利用などのルールを定めるとともに、区民の方が自分に関する個人情報（自己情報）の開示・訂正などを求める権利を保障するものです。

開示請求件数と処理状況（表6）

自己情報の開示請求件数は、前年度に比べ6件減少し、開示請求者数は77人でした。なお、訂正の請求などはありませんでした。

区の情報開示の可否の決定に対して、不服がある場合は不服申し立てができ、「情報公開および個人情報保護審査会」で審査されます。16年度は、「開示請求に一部応じる」とした決定に対する不服申し立てが1件ありました。

表6 開示請求処理状況と開示方法 …… 第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため、一部開示となりました。

請求件数		127
処理状況	全部開示	54
	一部開示()	64
	非開示	0
	不存在	9
	取り下げ	0
開示方法	閲覧	5
	写しの交付	113

個人情報の業務登録状況

個人情報を集める目的や利用方法を明らかにするため、個人情報を取り扱う業務を登録しています。17年3月末現在の登録数は356件です。この登録票は、区民情報ひろば（区役所本庁舎2階）でご覧になれます。

個人情報の目的外利用と外部提供

集めた個人情報は、収集した目的の範囲内で利用するのが原則です。例外として、本人が同意している場合や法令で認められている場合、「情報公開および個人情報保護運営審議会」が必要であると認めた場合などに限り、区の内部でほかの目的に利用したり（目的外利用）、区の外部に提供したり（外部提供）することができます。

どのような個人情報を目的外利用・外部提供しているかについては、区民情報ひろばにある目的外利用記録票、外部提供記録票で確認ができます。

公文書の公開や自己情報の開示などの請求をするには

公文書の公開や自己情報の開示などの請求を希望される方は、区民情報ひろば（区役所本庁舎2階）にある請求書に必要事項を記入して提出してください。

請求書は区ホームページの「申請書ダウンロード」からも取り出せます。

また、公文書の公開請求は、区ホームページの「公文書公開請求」からも行えます。

自己情報の開示などの請求は、本人確認のため、区民情報ひろば窓口でのみ受け付けます。運転免許証や住民基本台帳カード（写真付き）などをお持ちください。

公開などの決定 請求があった日の翌日から、原則15日以内（自己情報の訂正、削除、目的外利用などの中止の請求は20日以内）に、請求に応じられるかどうかを決定し、請求者に通知します。

費用 閲覧は無料 コピー・郵送料金は実費がかかります。